

第 23 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 2 日)

平成 20 年 9 月 18 日 (木曜日)

出席議員 (20名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
			4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (1名)	3番	片 山 武 憲		
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一良	事務副局長	谷村 忠則
説明のため出席 した者の職氏名 (26名)	町 長	庵 途 典章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	長 尾 富 夫
	まちづくり課長	前 沢 敏 美	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	小 河 正 文	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	木 村 佳 都 男	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	広 瀬 秋 好	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	谷 口 行 雄	教 育 委 員 会 会 長 総 務 課 長	坪 内 頼 男
			消 防 長	加 藤 隆 久
	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫	南 光 支 所 長	春 名 満
	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴		
欠 席 者 (1 名)	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 議案第 75 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 2 . 議案第 76 号 佐用町昆虫館条例の制定について
日程第 3 . 議案第 80 号 平成 20 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 4 . 議案第 81 号 平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 5 . 議案第 82 号 平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 6 . 議案第 83 号 平成 20 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 7 . 議案第 84 号 平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 8 . 議案第 85 号 平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 9 . 議案第 86 号 平成 20 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 10 . 議案第 87 号 不動産売買契約の締結について
日程第 11 . 議案第 88 号 工事請負契約の変更について
日程第 12 . 議案第 89 号 物品購入の変更について
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労さんでございます。

9 月の 9 日開会をいたしまして、本日は 2 日目ではありますが、その間、平成 19 年度の決算特別委員会のご審議、また、過日厚生常任委員会で付託案件のご審議をいただき本当にありがとうございました。心より感謝を申し上げます。

開会に先立ちご報告を申し上げておきますが、本日、物品購入契約の変更案件が追加提案されております。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

なお本日、片山議員におかれましては、奥さんのお父さんがお亡くなりになったということで欠席届を受けております。

教育推進課長、岡本推進課長も校長会の教育委員会による学校訪問のためということで欠席届を受けております。

以上です。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

議事日程第 1 から日程第 11 までは、9 月 9 日に提案に対する当局の説明は、終了しておりますので、順次、質疑・討論・採決を続けて行いますのでよろしく願いをいたします。

日程第 1 . 議案第 75 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 1、議案第 75 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例

についてを議題といたします。

これから質疑を行ないます。質疑ございますか。ございませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行ないますが、まず、原案に反対討論の方からお願いしたいと思いますが、ございますか。

〔反対討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、議案第 75 号、

〔笹田君「はい、はい、はい、賛成討論ですけど」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 反対だけ言われたんで、5 番、笹田鈴香でございます。

私は、議案第 75 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例について賛成の討論をします。

住民基本台帳カードの期間を決めてではありますが無料発行するということは、住民サービスのうえでは、大変よいことだと思います。特に免許証やパスポートを持っていない人にとっては身分証明書の代わりにもなり便利になります。

ところが、6 月 25 日、閣議決定した、「骨太の方針」では、前年に続いて、納税者番号の導入に向けて、社会保障番号と関係の整理などを含めて具体的な検討をすすめるとしています。さらに、「重点計画 2008」では住民基本台帳カードなどの普及と一体になって検討するとされています。こうしてみると「社会保障カード」をテコに、住民基本台帳と社会保障番号、納税者番号までを一体化して導入していく、事実上の「国民総背番号制」国民監視体制づくりへの流れを作ろうという危険な狙いがあるとの指摘があります。国民の自由とプライバシー、納税者の権利の保障にかかわる危惧すべき重大な問題も含まれていることを指摘し、賛成の討論をいたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第 75 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

議案第 75 号は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 75 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長（西岡 正君） 日程第2、議案第76号、佐用町昆虫館条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入りますが、質疑ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

4番（岡本義次君） 4番議席岡本です。

第3条の昆虫館は、町が管理運営に当たるものとするという文言のことと。

それから、指定管理者制度にということであれば、当然、そこにある財産のですね、建物なんか、傷んだ時にね、町が補修してですね、その金なんかの建設資金とか、そういうような物はどうなっとんかということと。

それと、第6条の昆虫館に、所要の職員を置くという、この文言がですね、これ、ちょっと、町がようやらんということですね、NPOに今度任すような方向に動いておるんですけど、職員を置くということは、ちょっと私は合点がいかんと思うんですけど、この職員という意味合いはどうなんですか。この3つをお尋ねしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） この条例の第3条の管理運営の中で、1項に、昆虫館は、町が管理運営に当たるものとする。これは、条例上、施設を県から譲渡を受けるという中で、その施設については、町の施設という位置付けを、まずさせていただいてます。

で、この管理運営3条、あるいは第4条指定管理と、そういう文言を謳っておりますように、町、施設は町の施設という位置付けで、その施設を、今後、設立されるNPO法人に運営をしていただくという考えで、この条例は整備させていただいております。

で、後、お尋ねの修繕とかの問題等もあります。そういうことについては、今のところは、NPOとお話させていただいてるのは、現状で、今回補正でも挙げさせていただいてますけども、県から譲渡を受けた中で、受ける中で、若干不要な部分の撤去とか、そういうものをした後の現状の中で、活用、使用をしていただくという考えであります。そういう中で、今後、修繕とか、大きな改修とかそういうことも可能性としてはありますけども、そういうことについては、今後、協定の中できちりとNPOと約束事を交わさせていただいて運営していくという考えでございます。

それと、第6条の職員については、所要の職員を置くことができるという、これにつきましては、考えられる体制という中で、町の職員を置くということを想定したことはありません。NPOの法人が、日常的な管理、ほとんどNPOの会員の方は、拠点、生活圏が関西、神戸とか、そういう地域の方ですので、こちらの方の鍵の開け閉めとか、草取りとか、そういった日常的な管理をする人、そういう人を、雇用とかボランティアとか、そういう形で配置できる、そういう体制づくりということで条文化しております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） そういう説明で、そりゃ分らん面、分る面もあるし、分らん面もあるんやけどね、あの、例えば、そういう建物が傷んで、これから修繕とか建て直すといった時にね、NPOとは、これから向こうと条文取り交わすということでありまして、やけど、その取り交わす中でね、やはり町が管理運営に当たるものとするというふうに言い切ってしまった時にね、向こうがいよいよ、ようやらんと、とって投げた時に、やはり土地は町が持っておってもいいとは思わんやけれど、その建物のね、分までも、やっぱりこれ、管理運営（NPO）とか、そういうふうに指定管理者にするんだったら、何か、そういう文言はあるんじゃないかと思うし、それから、今言われた職員であってもですね、当然、向こうに管理運営任すというのであれば、この所要の職員を置くということだけであれば、ちょっと、私は、もうひとつ合点がいかんような気がするけど。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、これは県から、この今の建物、財産をですね、譲渡を受けるに当たって、これは、そうなれば、町の物にするということですから、当然、ここでは、昆虫館は町が管理運営に当たるものとする。この規定によって、町の要するに財産であるという形にしなきゃ受けられないわけです。実際ね。で、後、そういう、その活動によって、ここNPO、これは、非営利団体ですから、そこで収益を上げる団体ではありません。で、この、それは活動は何のためにするかは、これは町の地域のために、地域の子どものために、町のために、いろいろとNPOの設立法人の設立趣旨というものを見ていただいたら分かるように、そういうことをやっていこうということで、申出を受けて、これは、私は、町の子どものために、地域のためにもなるということで、この活動についてですね、この場所を提供したいということです。

で、今後、そういう修理とか、そういう物が当然、長年経過してくれば、建物も出てきます。それは、その時の活動の内容によって、状況によってですね、町として新たに、それを修理したり、また改善していくか、また、その活動が、もし、その十分でない、これはということになればですね、この施設は、町が管理運営しているんですから、最終的に、将来的には廃止するというのも、これも1つの管理運営の中での決定の選択肢です。

しかし、それは、現在の中においてはですね、今現時点においては、このNPOの設立趣旨を見ていただいたら分りますように、地域のために、非常にまあ積極的にですね、こうやっていただけるということでの、この体制をつくるためにね、まあ、それを運営ができる、そういうNPOの活動ができるために、町として、やっぱりきちっと、この施設を県から譲り受けるための条例ということで、提案をさせていただいておりまますので、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 私も、別にね、こういう自然に触れてね、体験的な子ども達が、そういう夢を求めてね、今日日いいことであって、そのことについてはね、NPOがやるということについても、応援言うんか、別に反対しておるわけじゃないんですけど、今までのね、経緯が経緯だっただけにですね、こういう文言で書かれてしまったらどうなんかという気がしてますんでね、そこら辺、今後、NPOと町と、そういう協定を結ぶ中でね、そういう町が負担を負ってですね、困るようなことないようにだけはね、きっちりとした協定を結んでですね、やっていただきたいと思っておりますんで。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まず、この本条例が仮に可決した場合に、当然、指定管理者として、NPO こどもとむしの会に指定管理者契約を結ばれるということを聞いておるわけですが、条例案提出されておりますので、基本的な、そういう契約案については、子どもと虫の会との協議は基本的にされてるのかということと、それと、仮に本条例案、本日通って場合に、指定管理者契約の締結は、いつ結ぼうとされているのか、この点から伺います。

議長（西岡 正君） はい、教育推進課長。ああ、総務課長ごめんなさい。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） NPOにつきましては、前にいつかの連絡会等でもお話ししたと思いますが、実は、法人の設立登記を、この10月に向けて手続きをされて、概ね、この今日当たりぐらいに、最終の手続きをされるということをお聞きしています。まあ、10月にはNPOは、法人として法人格を持つということになると思います。そういう中で、この条例を出させていただく経緯の中で、この条例そのものもそうですけども、NPOの設立の発起人の代表者の方等とも協議させていただいて、この条例等も草案の面で協議させていただいています。で、お尋ねの協定等の中身につきましても、こちらの方の考え方、あるいはNPOの思いとか、そういうところも、お互い出し合いながら、今、協議をしている最中です。で、契約の時期ですけれども、前からご説明させていただいていますように、このNPOの管理運営の期間というのは、4月から10月ということで、この10月1日からは県から譲渡を受けて町有施設として位置付けるわけですが、その後、県との協議の中で、施設そのものを運営しやすい、軽くするという視点で、温室等の撤去等も考えております。そういう期間も含め、そういう中の体制と、そういうものも整えながら、この10月から、10月から、この3月末までに向けて、きっちりとした約束事、協定を契約を結んでいきたいと、そういうスケジュールでは考えております。はい。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 先ほどの岡本議員の 6 条の関係でありますけども、そういうことになれば、町が必要に応じて雇用する、まあボランティア、場合によっては、雇用ということですから、当然、町が雇用ということになると思います。それが 1 点と。

それから、現在、その間、ずっと努力されて来ておられる、内海館長ですね、あの方が、引き続きされるというようなことになっておるのかどうか、その当たりの内容について伺います。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 先ほど、ちょっと 6 条の関係でお話しましたように、町の直接的な雇用という意味、考えではありません。NPO 法人が、ボランティアとか雇用とか、そういう中で配置できる、そういう体制づくりができるということの条例整備です。

それと、内海館長につきましては、この体制ができるまで、現在のところは、県から無償貸与ということで維持管理は、町が責任の中でやっておりますけれども、10 月 1 日以降は、今、お話しましたように、NPO の活用ができる体制づくりということで半年置いてますので、その期間につきましては、内海館長の方も協力的にボランティアという立場で協力するというところでお願いしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まあ、元々昆虫館の特徴というのは、例のコレクションと生きた、飼育中の昆虫の観察というのがね、大きな目玉だったわけにありますけども、まあ、本条例では、4 月から 10 月までの土日と。休日を含む。それが、開館ということになっておりますけども、その生きた昆虫、飼育中の昆虫の観察という点、一番目玉ですけれども、これは、NPO との確認はどうなってるのかということ。それと、合わせて、入館料は無料ということで、これなっております。ただし、特別観覧料については、云々という形で、これ当然、町長との協議の中で決められるということでありましてけれども、仮に、特別観覧料にいたしましてもね、町内の子どもでは配慮できないのかと。町内の子どもに対しては無料というような、そういった検討はされないのかどうか、その当たりの 2 点をお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 館の NPO の活動というんですか、そこで何をされようかという部分に関係することだと思います。今までの、南光の県立昆虫館というのは、確かに標本、平山コレクションとか、それから内海館長が飼育された、生きた生態の昆虫をメインに来た人に見ていただくという館の位置付けでした。今度、NPO が考えられ提案されている内容というのは、その、そういった標本とか、生きた生態の昆虫を見るというような視点ではなしに、あの館を活用して、あの地域のフィールドというんですか、そういう所を、館を拠点とした形で事業展開したいと。具体的には、あそこから情報発信する中で、佐用町の学校の児童生徒の昆虫観察会とか、広く、佐用町だけに係わらず、広く、

そういう情報発信して、あそこで昆虫の採集、昆虫採集とか、そういう採集した物を、館の中で標本化するとか、そういった活動を、年間4月から10月の間活動されるということで、生きた昆虫については、できるだけ精選をしていくと。まあ、精選という意味は、できるだけ、そういった生態系で生きている状態の中で見れると。ということは、人工飼育的なことはしないという中で、要は、簡単に飼える昆虫を見ていただくというような、生きた昆虫に関しては、そういう考えでおられます。

議長（西岡 正君） はい、他に。

21番（鍋島裕文君） いや、もう1つあった。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 入館料の関係ですけども、これにつきましても、通常の入館は無料とするというように、これは、今、お話したように、展示物を観覧するという事よりも、その施設を使った事業活動、そういうところを主眼にされている点と。

もう1点は、その管理する中でも入館料を徴収するということになると、人的な面とか物的な面とか条件整備がある。そういった面から通常の入館は無料とする。

で、特別展示については、観覧料については、これは、いろんな日本だけじゃなしに、世界でも珍しい昆虫とか、そういうことも企画をされてますので、そういう場合は、特別観覧料を取るという考え方で、それで、町内の小中学生につきましても、そういう部分もあるという認識の中で、(3)条で、その他特別な理由があると、そういうところで協議させてもらうということで挙げております。

21番（鍋島裕文君） ああ、そうですか。はい。

議長（西岡 正君） 他に、ございますか。ありませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。

まず、原案に反対討論の方からお願いいたします。ありませんか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第76号を採決いたします。この採決は挙手によって行います。

議案第76号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、議案第76号、佐用町昆虫館条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第3 . 議案第80号 平成20年度佐用町一般会計補正予算案（第2号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第3、議案第80号、平成20年度佐用町一般会計補正予算案（第2号）の提出についてを議題といたします。

これより質疑を受けます。質疑ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） すいません、まず 1 つは、どこにあるかな。すいません、ページ数では、11 から 12 にかけて、今回、町税費の中で、電算、総務費ですか、総務費の管理費の中で、電子計算費ということで、システムの開発委託料という名目で予算計上されていますが、連絡会でも一応、説明は受けたところなんですけれど、予算計上に当たったの内容説明をお願いします。それが 1 点と。

教育費関係で、後のページになります、19 から 20 にかけて教育費の中で、減額補正がされているわけなんですけれど、保険料であるとか、それから、そういう講師謝金もそうですね、それから消耗品とか一連の、この減額の要因について、県の補助金が減額されています応援「いきいき学校」応援事業補助金とか、その「ふるさと文化いきいき教室」補助金、この要因について、まず説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） それでは、町税費につきましてのご説明をさせていただきます。

議員連絡会でもご説明をさせていただいておるところなんですけど、まず、この 20 年度の税制改正によりまして、この 21 年、来年度 10 月からのスタートになりますけど、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度が導入をされるということになっております。対象者につきましては、65 歳以上の公的年金等の受給者につきまして公的年金、来年 10 月からですね、以降、年金額から特別徴収をするということになっておりまして、ただ、公的年金等にかかる所得税額及び均等税額ということに限っております、その他の所得につきましては、別途徴収をするという規定になっております。特別徴収義務者としたしましては、社会保険庁、対象年金は、老齢基礎年金等でございます。これらにつきましては、当初申し上げましたように、平成 21 年 10 月支給分から実施をするということに法定で定まっておりますのでございます。これらにつきましても、今後、住民の方々へのご理解等をいただくために、1 つは、この 20 年分の所得申告相談の際に、該当の方々の一部パンフ等を配布したりご説明をさせていただいたり、また、住民税の課税通知時にですね、そういった内容についても周知を図ってまいりたい。また、広報、佐用チャンネル等でも周知図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それで、この個人住民税にかかる公的年金からの特別徴収に関連いたしまして、全国の市町村で、この電子化の必要が生じております。それらにつきましても、eLTAX（エルタックス）というふうに略されて、国と e-Tax（イータックス）とは別途の仕組みの中でスタートをしてきておるところなんですけど、地方税の電子化を推進をするということで、3 つの目的が、まず掲げられておりまして、納税者の納税コストの最小化を図ると。また、2 点目が、地方税の税務事務の効率化と公正・公平化の向上を図ると。また、国税の連帯強化といったような目的が掲げられておりまして、1 つは、給料支払報告書等の電子化。2 点目

につきましては、来年からスタートいたします公的年金等受給者にかかる特別徴収と言ったような内容、また今後の予定といたしまして、国税の所得税、e-Tax 申告データをですね、町村に電子的に配分するといったようなことなども予定をされておるところでございます。

で、ちょっと資料を確認させていただきます。

この冒頭申し上げました、公的年金の特別徴収に関しましては、佐用町内の該当見込みの数でございますが、この 19 年分の所得等から見ました対象者の見込み数でございますが 65 歳以上の公的年金の受給者が 7,177 人の内、この特別徴収の対象と見込まれる方が、所得割に該当する方が、1,223 人。均等割に該当すると見込まれる方が、475 人。合計 1,698 人につきまして特別徴収がスタートするというふうに見込んでおるところでございます。

そうった、取り組みのスタートに当たりまして、この度、町税費におきまして、そういった地方税の電子化協議会の会費等、またこれらに関連いたしましての電算システム開発委託料 eLTAX の使用料といったような経緯につきまして計上させていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 教育費関係の予算の関係ですけれども、議員ご指摘のように、県の方の補助事業としてやっておりました、「いきいき学校」「ふるさと文化いきいき教室」、この事業が平成 20 年度はもうないと、廃止ということで、今回、事業そのものがなくなったということで、予算を整理させていただいたものです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ系君。

18 番（平岡きぬ系君） 2 点目にお尋ねした、県事業の事業がなくなるということで、減額したという、そういう予算なんですけれど、やってきた、その学校事業、「いきいき学校」応援事業あるいは、「ふるさと文化いきいき教室」というのは、成果として、これまで、その事業やってきた状況としては、どのように教育委員会の方では考えておられるのか、その点を伺いたいのと。それから、その、「いきいき学校」応援事業で、全額減額にならないで、一部残るわけなんですけれど、そこら辺は、具体的には、事業が一部残るんですか。その点を、ちょっと、「ふるさと文化いきいき教室」ですか、この分は、全額減にはなっていないので、その点も合わせてお願いします。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） まず、この事業の関係ですが、これは全額事業としても無くなったということで、事業の補助金そのものがなくなったというように理解していた

だいたらと思います。全額ありませんよ。それと、この事業の成果については、一応、県の方の考え方としては、この19年度までで、一定の成果を得たという、そういう判断の元での20年度の事業の廃止というように評価しております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） この成果の内容なんですけれど、ちょっとさかのぼって、どれぐらいの期間、どの様な事業をされて、その成果として、教育委員会として県の補助事業であるけれども、必要であるというふうに考えられるのであれば、町としても引き続きやるべいではないかと思うんですが、そこまでいく成果でもなかったということですか。その点を、ちょっと聞きたいのと。その、「ふるさと文化いきいき教室」の事業補助金21万減額になっているんですけれど、当初予算で単純に比較すると、まだ7万5,000円残るという形の数字になるので、その点を、ちょっとどうなのかなという、それは数字的な質問ですが、その点お願いします。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 成果につきましては、議員ご承知のように各小学校、中学校ともです。ね、ここ数年、7、8年前ぐらいから、いろんな県の補助事業等も含めまして、地域との交流が非常にこう、盛んになりました。そういうことで、学校としても、非常にこう、地域の指導者と言いますと、おじいちゃん、おばあちゃんを含めてですね、大勢の方にご支援をいただいておりますと、そういう中で、人間的にも子ども達も膨らむと言いますと、心豊かになるというか、そういうメリット、そういうものが成果として感じているところです。

議長（西岡 正君） はい、町としての考え方はというところがあったんですが。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 3年生は、新しい事業が、昨年度から入って来ております。小学校3年生を対象に。これも、まあ、ふるさと文化いきいき学校、「いきいき学校」応援事業とか、そういうものと、中身的にはですね、そう変わらないものでありまして小学校5年生は自然学校がありますし、3年生には新しい事業が昨年度から、順次、今後10小学校に拡大していく予定にしております。そういう意味で、また違った面で、支援を県の方もしてくれておりますので、それを活用していきたいと、その様に現在では考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

ちょっと待って、よろしいですか。

18 番（平岡きぬ糸君） 7 万 5,000 円。

議長（西岡 正君） ええっ。

18 番（平岡きぬ糸君） 7 万 5,000 円は残っているけど、どうなんですかって聞いたんですけど。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 確かに、当初予算からの、当初予算では、28 万 5,000 円で、今回減額 21 万ということで、事業としては、先ほどお話ししましたように、無いということで、補助金についても全て減額ということだと思います。それにつきましては、減額で残が出ている分につきましては、今後精査して対応したいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、他に。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 6 ページの 50 款の国庫補助金の 30 番教育国庫補助金の中でへき地児童の生徒援助金 69 万円が増えてございますけれど、これらについて、昨年と今年のですね、そういう対象者の数がどうだったんかということ。

それから 7 ページの 15 番県の補助金の中で、25 番の児童福祉の補助金でひょうご多子世帯の 120 万ですね、これの分についても、そういう対象者が、こんだけ増えたんかどうかですね、中身的に。

それから、その一番下のですね、55 の県の支出金の中で 10 番総務委託金が、1,814 万 3,000 円が、これ になってございますけれど、これらの内訳の理由ですね。お願ひします。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 教育費、6 ページの教育費のへき地児童生徒援助費等の補助金、これですけども、これにつきましては、佐用中学校のスクールバスの奥海線ということで、スクールバスをウエスト神姫の方に委託しておりました。でも、児童生徒数が減少する中で、大きなスクールバスを運行するということについて検討させていただいた結果、スクールバスを乗用車タイプに 7 人乗りの乗用車ですけども、タイプに替えるということで、そういう 20 年度に対応させていただいてます。その中で、県の方から、その乗用車を購入する補助金として、へき地児童生徒援助費等補助金ということでした。

4 番（岡本義次君） 数が、去年と比べてどれくらい減ってきとん。その生徒の。

議長（西岡 正君） はい。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 奥海線を利用していた生徒は4名でしたが、小学校の児童がなくなったということで、中学生だけで、今現在は2名です。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 2点目のご質問の7ページのひょうご多子世帯保育料軽減事業補助金についてなんですが、これはですね、非常に、今行革で県の補助金等がカットされる中で、新しく出て来た制度であります。県の方の要綱の施行が今年の7月の14日に県の方が要綱定めて新しい制度をつくりました。で、この制度の概要につきましては、同一世帯で3人以上の子どもさんがいる、その3人目の子どもさんが保育園に入っている場合の保育料を軽減しようというものであります。ただし、これにつきましては、前年度の所得税額が4万円未満の世帯に限るとかですね、月額保育料が6,000円を超える児童に限るとか、いろんな細かな条件があるんですが、この7月から新たに県が導入しましたので、町も、それに合わせてですね、対応するという形で、今現在の予定人員は約37名程度対象として予定いたしております。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） お尋ねの県支出金の県民税徴収事務委託金1,814万3,000円の減額につきましてご説明をさせていただきます。これにつきましては、国から地方への税源移譲に伴いまして、平成19年に所得が減って、所得税が課されなかった方につきまして、申告によりまして、平成19年度の住民税の還付を行うという取り組みを行いました。7月30日までに申告していただくという制度になっておりました。で、7月31日以降につきましても、理由書を添付していただくことによって、引き続き申告を受付、還付を行うということで、引き続き取り組んでおるところでございます。

ちょっと、資料を確認しますので、少しお待ちください。

これにつきまして、この歳入におきましては、当初、4,000万円を見込んでおりました。で、これにつきまして、対象者を精査させていただきまして、全体の件数が770件ということを見込みまして、それに伴う全員の方が申告されるかどうかという問題もございましたので、歳入におきましては740件を見込みまして、この度、1,814万3,000円を減額いたしまして、県の県民税の分といたしましては、8,000、失礼しました。852万4,000円の歳入を見込んだというところがございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 16ページの農業振興費、その中で野生動物防護柵設置補助金 297

万 6,000 円ありますけれど、この野生動物の柵については、他のメニューとしては、中山間地域総合整備事業で当初予算で 4 キロ分やるとか、それから山村振興対策事業で 6 キロやれとか、そのメニューがいろいろあるんですけども、今年は、その猪が多くてね、その被害も中々多いと聞くんですけども、それについて、柵の設置の要望は、これに、これで、今、補正予算であげておられる分で足りるんでしょうか。他のメニューでもやれるのか、その 2 点。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 防護柵ですけれども、中山間それから山振での事業につきましてはですね、国の補助事業に乗りまして地元負担をもらっておる事業でございますけれども、今回の、その野生動物設置事業補助金の方はですね材料費に対してのもですけれども、50 から 85 パーセントの補助金を出しております。この振興費の 297 万 6,000 円の今回の補正をお願いしておりますのは、地元から要望が出てきておまして、以前にも設置しておるけれども、まだ不足の距離があるとか、そういうような場所。それから、まあ、大体要望もですね、田植え終わり時分が多く出てきます。そういうような、補助対象になるような力所、そういった所については、こういうような町単の方でですね、補助金をあげさせていただいております。鹿、主に鹿がですね、その春時分からでしたら、鹿が多く出るというような意見は、よく話は聞きます。それから、収穫期になりますと、まあ猪がですね、田の中に入ってくるというようなことは、よく聞きます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） ですから、そういうまあ、要望に応えられよんかということなんです。応えられてなかったら、町単独でもやるけれども、中山間振興事業とか、山村振興事業でも、そのまあ、国の補助も申請して、またそれでできるのか、要望があればね、できるのかという点を。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 一応、中山間地域総合整備事業では地域指定がございまして、全体の計画があります。中山間では、旧佐用地域が指定されている地域でございまして、その採択にも、いろいろな条件がありますので、小さな所ができるかといったら、そうではございません。それから、山振につきましても、これも地域指定がございまして。山村地域の指定された地域がですね、これは、まあ 2 カ年事業で、19 年と 20 年度の事業で総合的な計画では、国の認定を受けております。今年度はですね、大畠と西新宿を計画しております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、まず 5 ページから伺います。歳入の 5 ページでは、普通交付税が確定したということで、4,720 万円の増額ということで、48 億 412 万 2,000 円ということで交付税が確定しています。それで、平成 20 年度の基準財政需要額はいくらであったかということをお教えてください。

それから、同じページで、高度情報通信の加入分担金ですけれども、当初 10 万、それから補正で 60 万ということですから、60 万だったら 30 件というふうに単純計算になるんですけれども、ここで 60 万円補正している理由ですね、具体的に、そういう加入見込があるというようなことなのか、どうなのか、その当たりの点をお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） 平成 20 年度の基準財政需要額は、73 億 9,106 万 6,000 円となっております。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 情報通信基盤整備事業の加入分担金 60 万円の増でございますけれども、これにつきましては、後ほど特別会計の方でも出て参ろうかと思っておりますけれども、下水処理場の関係。それから上水におきますところの浄水場の加入の問題。それから、一般加入ですね、そういったものを合わせまして、今回 60 万円の増額をさせていただくということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、続いて、9 ページですね、9 ページでお伺いいたします。

雑入の中で、高度情報通信引き込み工事の個人負担金の 200 万円の補正増であります。これ今、加入の関係で上水道、下水道の話あったんですけども、確認したいのは、個人の加入の場合に、条例改正を行って引き込み工事については、工事費の 2 万円減額して徴収するという条例改正を行いました。ですから、町長の説明では、期間外に加入しても基本的に工事費はいらぬということにきておるわけですが、それとの関係で、この個人負担金当初から合わすと 225 万円ですけれども、どうなっているのか、個人加入でも 2 万円を超えて工事の引込み線の負担金があるのかどうか、その当たりの点について。

議長（西岡 正君） まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） この 200 万円の増でございますけれども、これは下水処理場にかかります工事費と、それからですね、一般加入にかかりますものでございまして、1 件当たり 5 万円をですね、ご負担をいただくということになってございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 個人の関係でね、幹線から新たに加入して引き込む場合に、大体 2 万円以内ということだね、期間外に加入しても引き込み工事費は基本的に、勿論加入金は別だけど、いらぬということに来てはいるんですね。説明は、それとの関連では、今 1 軒当たり 5 万円かかりよんですか。個人、加入は、工事費。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 加入分担金につきましては、1 軒当たり 2 万円ということですね。それで、工事費につきましては、原則ですね、5 万円ということで、それを超えますものについては、プラスアルファというふうな形でご負担をいただいております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） 吉井秀美君。

21 番（鍋島裕文君） 勘違いしたかな。

議長（西岡 正君） はい。

21 番（鍋島裕文君） 基本的にね、期間外に加入しても現実問題として、その個人負担は、大体 2 万円が、5 万円だったかな。5 万円を超えることはないということで、それは徴収はないんですね。それを確認したいんです。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 5 万円を工事費として、5 万円を超えた物につきましては、5 万円プラス実費をいただくと、ほとんどが、まあ 5 万円以内で処理ができるということでございますけれども。はい。

〔吉井君 挙手〕

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと待ってください。吉井秀美君。

21 番（鍋島裕文君） ちょっと、質問の要旨まとめますね。よろしいか。

議長（西岡 正君） ちょっと、待って、4 回ですんで、後で聞いてください。吉井秀美

君。

吉井議員、手挙げておっぺんですから、質問してください。

20 番（吉井秀美君） はい、11 ページ、一般管理費の臨時職員賃金と、それから障害者雇用業務指導料、これについての説明と。

それから、その下いきまして、53 目の情報通信施設費の消耗品費 300 万。工事請負金 350 万。備品費 52 万 5,000 円。これの説明と。

それから、20 ページの社会教育費の県立昆虫館管理費の中で工事請負金 300 万について、どの程度の事業になるのかお願いします。取り壊し費用ということですけど。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） まず、一般管理費の臨時職員賃金につきましては、障害者雇用の関係で、できれば、この 10 月か 11 月において町内の施設にお世話になりまして、第 2 庁舎、それから勤労者体育館の方の掃除を、今シルバーの方をお願いしてやっておるんですけど、その部分を、この障害者の方にやっていただくというための賃金。それから、15 万 8,000 円につきましては、障害者の方ですので、それらの方を、施設の方に指導していただくため。その指導料として 15 万 8,000 円を計上させていただいております。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 需用費、消耗品の 300 万でございますけれども、これにつきましては、光ケーブルの関係でございますけれども、特に、緊急時におきますところの材料の確保ということでございます。例えば、台風でございますとか、外的要因によりまして、線が切断するというふうなことになりますとですね、復旧にかなり、まあ材料調達に時間がかかるというふうなこともございまして材料の確保をさせていただきたいということでございます。それから、工事請負費につきましてはですね、下水処理場への引き込み、あるいは、私ども N T T なり、あるいは関電の電柱を占用させていただいておるわけでございますが、例えば、電柱等の耐用年数がですね、来たというふうなことで、関電さんなり、あるいは N T T さんが移設をされるというふうな場合がございます。そういった場合に移転を、私どももしなければならぬというふうな場合がございます。主立って、そういうような費用でございます。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 社会教育費の昆虫館の管理関係の工事費の中身ですけども、基本的には、昆虫館の施設の撤去する部分にかかる経費です。温室とかボイラーとか

倉庫とか、そういう物が本館の周りにあります。そういう物の撤去と、撤去した後の、跡地の整地、そういう物の内容です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔住民課長 挙手〕

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井、あっ、住民課長。

20 番（吉井秀美君） あの、ええっと、ええ

議長（西岡 正君） 住民課長。はい。

住民課長(木村佳都男君) 11 ページの放送施設管理費運営費の 52 万 5,000 円ですけれども、これは、真盛地区の地区遠隔装置の備品費です。以上です。

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 最後の説明なんですけれども、真盛地区の何だったんですか。

住民課長（木村佳都男君） 地区遠隔装置、集落放送する分の。はい。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

20 番（吉井秀美君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 16 ページでお尋ねします。まず、農業総務費ですけれども、くま蜂の処理補助金、当初が 22 万 5,000 円で、今回 30 万の補正なんですけど、昨年の決算を見ても、12 万 5,000 円、13 万 5,000 円、12 万、13 万しかかかってないので、これは、なぜ増額なのか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 昨年は、16 件だったんですけども、今年はですね、当初 30 件あげさせていただいておったんですけども、非常に、この暑さですと、今年は異常に蜂が多いということですので、今回、まあ 40 件を補正させていただいておるんですけども、現状から言いますと、これ以上に出てきております。また、申し訳ありませんけども、

また次回補正させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 地域的にどこかという、異常発生したとかいうことはないですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 地域ということないですけど、やっぱり全町的にですね、出てきております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） それで、もう1点だけ聞きたいんですが、その次の振興費ですけども、集落営農の機械整備補助金ですが、500 万の当初予算でしたが、マイナス減になった理由。春哉とKKOということと他にもあるようなことを言われてたんですが、その辺のことを説明お願いします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 集落営農 271 万の減の説明でよろしいですか。

これにつきましては、当初ですね、県の補助事業を申請するに当たりまして予算化が必要であります。まだ、申請が春6月ぐらいになりますので、まだ未確定ということで単独の予算として271万を挙げさせていただいております。これにつきましては、櫛田南の生産組合がですね、防除機の購入ということで県の方の補助事業の内諾を今回いただいておりますので、それに伴いまして元気アップ事業という名称でですね、県の補助事業の方へ振り替えさせていただいております。歳入においても、県の補助金の方で歳入を約40パーセントの県の補助なんですけれども、それあげさせていただいております。そういうことで、単独をですね、この補助事業の方での組み替えをさせていただいたということですので、よろしくお願ひします。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、9ページの確認だけをさせてもらいます。

まあ、あの、個人の引き込み工事の関係は、期間内に申し込めばね、2万円の分担金が1万円で、引き込み工事費は無料で、後は、もう宅内工事、これが1万500円ということ

できました。で、その後、期間外についても条例改正が行われて分担金が2万円だけでも、引き込み工事については、今の説明だったら5万円までは個人負担無いと。5万円を超える分について個人負担を取るということになってるとこの確認でよろしいですか。ここ。

議長（西岡 正君） まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 一般加入の場合は5万円ということでございます。5万円いるということでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） それでね、例の条例改正の、今、条例にあるのは2万円を減額するという内容になっておるんですね。今、条例案の、あれ改正なかったのかな。現行条例はそうなってますは。法人についてはね。後、移設や何やら違いますけども。あの2万円ということは、5万を取るというか、その5万円引く2万円ということなのか。あの2万円と言った条例上は、2万円というのは何なのかって確認したいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） ちょっと、調べさせていただきます。

21番（鍋島裕文君） うん、うん。そういうことで。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、もう1回お願いします。

21番（鍋島裕文君） もう1回ね。

議長（西岡 正君） はい。

21番（鍋島裕文君） じゃあ、その件は確認して、後でお願いいたします。

ただ、条例改正の時に、何度も言いますけども、委員会等ではね、工事費については、かからないと。これは、推進するために、そういった処置をとるんだというような説明を受け記憶がありますね。そのあたりは正確に答弁お願いいたします。

それで後、ページ数で10ページです。10ページ土木債の道路新設改良事業債、過疎債が1,560万円増額になって、これ1億5,600万程になるんですか、になっております。変更理由は、充当率の変更という説明であったわけですけど、充当率変更の内容説明ですね、それお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔 財政課長 挙手 〕

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） 過疎債の充当率につきましては、当初予算で 90 パーセントの充当を見ておりました。原則的に過疎債 100 パーセントということで、充当率を 100 パーセントの方に上げさせていただきました。その増額分が 1,560 万ということでございます。

〔 鍋島君 挙手 〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それでは、あの、従来からも合併後は充当率 100 パーセントという説明で来ているわけですが、その当初 90 パーセント見たというのは、特別な指導があったんですか。その点を確認したいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（長尾富夫君） 申し訳ありません。ちょっと当初の時の内容というのが、私もう十分把握しておりませんが、議員ご指摘のとおり過疎債は基本的に 100 パーセントという充当率になっております。どういう指導とかいう、その特に指導とかいう、その特に指導ということはなかったと思うんですけども、当初予算の段階で充当率以前は、兵庫県が、そういう形で、国では 100 パーセントですけども、過充当にならないような形での指導ということがありました。そういう関係で、当初に 90 としていたんじゃないかなと思っております。特に、強い指導とかそれはなかったと思います。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔 山本君 挙手 〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。山本君。

11 番（山本幹雄君） はい、11 ページでね、先ほど、何か臨時職員で採用されて、障害者、体育館と第 2 庁舎の分で、45 万円という形であがってきているんです。まあ、臨時職員を採用して、その障害者の方を採用するというのは、非常にいいことかなと思うんですけども、でも、よう考えたら、誰か、今まで、そこで作業されよったんですよ。しよったんでしょ。結局、その分の、もうしなくていいわけですよ。この人が。だから、その分の減額がどこに出てるのかなと思うんですけど。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 今のところ、それについては、減額いたしておりません。

〔 山本君 挙手 〕

議長（西岡 正君） 山本議員。

11 番（山本幹雄君） でも、他の人がするとなったら、シルバーもいらんわけですよ。他の人がするんやで。ほなシルバーがいないんで、シルバーの分をやめないと。だから、この人件費だけドンドン、ドンドンかさんでいって、同じようにかさんでいって、同じようにかさんでいって、人を雇うたからかさんでいって、それは分るけど、こっちの仕事をこっちの人がするようになったら、こっちの人の分の仕事はもういらんんだから、その分は減額するのは僕は普通だと思うんですけども違いますか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。ああ、総務課長ですね。

総務課長（達見一夫君） あの、当然、山本議員のおっしゃるとおりです。ただ、今回、ここで調整等してなかったということで、それらにつきましては、今後、決算までに調整はさせていただきます。

11 番（山本幹雄君） はい、分りました。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） ページ 20 ページの県立昆虫館の管理費の先ほどの質問のお答えで、工事請負費 300 万の内容について周辺の撤去する費用という説明がありましたけれど、その後は、どういう活用にするかとか、そういった点は、説明、現時点ではできますか。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） この点につきましては、NPOとも協議させていただく中で、建物の周辺に、やはり子ども達が来た時には、昆虫採集したものを標本づくりとか、そういう空間がないと、広場がないと、そういう中で、今、考えておりますのは、そうした温室を撤去する、あそこが、そういった広場に、屋外ですけども広場に活用すると、そういう視点もあります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
平岡議員よろしいか。
はい、他に。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） 下水道課長に、ちょっとお尋ねをしたいんですけども、15 ページの合併浄化槽の設置補助金 320 万余り、こうあがっておるんですけども、これ恐らく 2

基か3基ぐらいな金額だろうと思うんですけども、何基かということと。

今、佐用町が、どのメーカーのを対象にしてやっておるんかいうことを、それ具体的に、ちょっと教えていただけますか。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 合併浄化槽設置事業補助金 321万9,000円。これのご質問でございますけれども、ええっと、これは5人槽5基の37万2,000円と。7人槽3基の45万3,000円で合計321万9,000円を計上しております。

17番（山田弘治君） メーカーは今。

下水道課長（寺本康二君） メーカーっていう、旧上月では、アムズ、日立とか、ええっともう1つは何だったかな、それで指定してありましたけれども、メーカーがドンドン少なくなっています。それで、現在5社ぐらいに、もう少なく、撤去とか撤退とか、そういう形でなってます。メーカー指定しておりませんけれども、この範疇の中でというかどっかでやっております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） 昨日、その厚生の中でも、ちょっとその他の中で、ちょっと課長に、まあ、資料として提出をお願いしたいということを言っておるんですけども、その浄化槽が割れるということが、まあ、上月町、他の旧町含めて、そういうことが出てきておるんだろうと思うんですけども、非常にまあ、多いんやということが、私まあ聞きまして、施工の仕方が悪いから、そういうふうに修理を必要とするのか、その合併浄化槽その物に欠陥があるのかということを考えられると思うんですね。例えば、その施工の仕方がまずいから修理を必要とするということになれば、当然、業者に指導なりをしてもらわな困りますし、そうじゃなくって、施工はきちっとしたんだけど、修理を必要とするという、その合併浄化槽その物に欠陥があるということになれば、今、私確認したには、何社、佐用町に今現在、まあ言うたら購入しよう、業者、浄化槽を入れよんかということを知ったんですけども、まあ、今、減って5社ぐらいになつたということを知られておりますけども、当然、そこら辺がね、それと、もう1つは、自然が複合して修理を必要とする場合も当然ありますし、そこら辺、私が資料請求したんは、そういうことをして、もし、そういう業者なり、その浄化槽その物に欠陥があるとなれば、当然、その取引を止めるということも当然考えてもらわな困りますしね、その辺、資料は当然、この中で、期間中にいただけると思うんですけども、課長、とりあえず、その確認したいんは、施工ミスなんか、それとも浄化槽そのものに、欠陥があるということが考えられるんか、この点について、とりあえずお聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 旧上月は、さわやか協議会という形の中で、下の底盤コンクリート、それからパイルを立てて浄化槽を入れますよと。大体3社指定という形でやっていたと思います。その上にスラブを打って、当然、ダストについては水張りをしてすると。旧佐用についても、これ起債事業で町設置型という形の中で、そういう形できっちり完成さし、当然、浄化槽設備士という中でやってきております。

三日月についても、ふるさと事業という形ですが、町が、相当関与しております。

旧南光地域においては、補助金を出して事業者が設置するという形で、それぞれやっております。それで、多少個人設置、全く、そういう形の中で、設置しとうとこについて、完璧に工事検査とか、そういう形は当然やっておりますけれども、全てのことについて工事のミスという形の中では当然施工業者3年から5年の範疇においては、直してきております。そういうのがあった場合は、そういう格好でしております。

ただ、今、当然、平成3年、極端な分に入りますと、旧佐用では昭和60年代、昭和60年ぐらいから、個人設置の補助金という形でやってきたりしております。その中で、いわゆる、そのプロアー、プロアーは当然、計画的に取り換えたり、チャンバーとか、そこらへん取り換えております。そういう修理賃は、当然要ります。それから、プロアーについても、そのメーカーが、もう撤退してなくなったんやと。だから、これ買う方が特なんやと。プロアー取り換えた方が特なんやというケースも出てきております。それと、それから、もう1つ修理と、外壁、外装があって、何があってというFRPを貼り付けていくという、そういう構造になっておりますけれども、当然、石がかんで穴が開いたとか、そういう代物やなくて、内壁に、中の隔壁とか、そこら辺に、クラックがいくとか、棚が脱落しやすくなったとか、いろんな形が出てきております。そういうのが、当然、経年変化の中で、修理したりしていく必要があるという形の中でしております。そういう形の中で、基数としては、もう1,800基から900基近くの基数を持っておりまして、大体、水質保全センターで、ちょっと水位が下がるとか、そういう形があったりとか、隔壁、その各槽の水差がないとか、そういう形の中で修理を必要としますよと、いう形の中で、こちらの方で計画的にやるべきものはやろうという形でしております。そういう格好でございます。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17番（山田弘治君） 私、聞きたいのは、そうなんやけども、結局、その工事については、こういう工法、手順でしなさいよっていうことは、当然まあ、業者に言うて、それに当然基づいて業者はされと思うんです。で、私が聞いたんは、そういうことだろうけども、現実に、そういうもんが出てきとうということはあるわけです。だから、それについては、守っておって、自然的に、そういうことが起きよんか、それとも、今言う浄化槽その物に欠陥で、そういうふうになりよんか、そのことを、まず言うよりも聞きたいんで、その経過とか、そうじゃなしに、そういうことと言いますのは、欠陥があるもんを引き続き使う必要はないんです。何ぼ減ってきてても。だから、そこら辺を、ちょっと、まあ課長に今お聞きしたいなということでしたんですけども。

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） いわゆる、その基礎の底盤がある限り、底盤が、そのコンクリー

トしとう限りは、それが傾いた。

町長（庵途典章君）　　そういうね、欠陥があるメーカーが、メーカー特定のメーカーが悪いのかどうか、そういう面があるのかどうか。

下水道課長（寺本康二君）　　いや、特定のメーカーで、そういう形があるんやというのはありません。

17番（山田弘治君）　　施工ミス、施工業者の方のミスもないわけやな。

下水道課長（寺本康二君）　　そうです。

17番（山田弘治君）　　断言できるんやね。

下水道課長（寺本康二君）　　はい。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい。

17番（山田弘治君）　　そしたら、これは、大体私ら聞いとんは、耐用年数というんか、まあ、さっき、どう言うたらええんか、浄化槽そのものの、その新しくできたいう、普及の形ができたさかいに、何年いうことのあるは、過去ないんで、大体それ目処としては、20年ぐらいは耐用できるだろうな、するだろうなということを聞いておるんですけども、それはどうですか。

下水道課長（寺本康二君）　　B/C（ビーバイシー）言うんか、どんだけ費用かかって耐用年数がありますかっていう形の中で、今、厚生省から環境省に変わっておりますけども、30年、一応30年は、耐用年数はあるんやと。それ以上っていうのは、30年、過去入れた浄化槽が30年、欠陥なしに動いているから30年であって、もっともつと。多少、わずかな修理とか、そういうのは、当然生れてくると思います。

議長（西岡 正君）　　はい、他に。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君）　　じゃあ、12ページお願いします。12ページの賦課徴収費の関係で、20節の償還金利子及び割引料で、先ほど、県税の関係で質問のあった町税過誤納付還付金1,908万7,000円ということで、税源移譲に伴う還付ということで、当初4,520万円で1,908万の減額ということは2,611万程になるわけですが、ここで聞きしたいのは、先ほど県税の関係で770件程対象で740件ほどということでしたけども、まず、この7月1日から7月31日までの関係で、支給した件数ですね。その件数。

それから、住民税ですから、県税も含んでいます。1件当たりの最高額はいくら還付し

たのか。

それから、後、残の対象者ですね、先ほど8月1日以降も受け付けるという説明がありました。残の対象者は何件ほどあって、町内在住者はどのくらいあるんか。そのあたりの内容についてお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（上谷正俊君） 今、議員お尋ねの町税費の、町税過誤の還付金、1,908万7,000円の減額でございますが、それにつきまして、税源移譲における平成19年分の町県民税の還付申告額の減額分が2,023万7,000円で、その他、町県民税の修正申告あるいは固定資産等他の部分の増額分が105万円を見込んでおりまして、差引の1,908万7,000円という補正額を計上させていただいております。

で、これの還付申告の状況でございますが、ご説明をさせていただきます。

歳入につきましては、先ほど、岡本議員のお尋ねの内容でございました。で、還付申告の対象者あるいはまた交付の状況でございますが、町内平成19年度分、平成20年度分共に、佐用町で課税した方は、729名。19年度は、本町で課税し、その後、他の市町に転出された方につきましては、該当市町への照会によりまして、対象者を把握いたしました。この方が、159名を照会いたしまして、17名を対象と見込んでおります。また、平成19、20年度共に、本町在住をされておるんですが、20年度は、所得がないということで、申告時に無申告であった方、そういう方がございまして、それらの方につきましては、住民税の申告指導を行いまして、住民税を申告をした上で還付申告をされるという指導を行っておりますが、この該当者が24名ございます。で、また、この本町での該当者以外なんです。19年度は他の市町で課税されまして、その後、本町に転入されて、20年度は本町で課税したという方につきまして該当見込み者が74名ございます。その前のお住まいの市町に照会いたしまして該当者9名を把握をいたしております。この9名の方につきましては、19年度で課税された市町に対しまして還付申告されるよう文書で通知して指導をいたしておるところでございます。で、還付申告の対象者は、770名の内、7月31日までに申告された方は、659名。申告率は85.6パーセントという数字になっておりまして、既に還付した額につきましては、1,074万7,000円を還付をいたしております。

7月31日現在の未申告者につきましては、111名で、還付見込み額は22万9,300円を見込んでおりますけども、遅延理由書を添付していただくということで、7月31日の申告期限後も申告できることから、そういった内容を該当の方々に改めて通知をいたしております。現在までにですね、63名を受け付けております。現在での申告率は93.8パーセントという状況でございます。今後も提出を受け付けるということで対応をしまいたいところでございます。

で、金額の多い方につきましては、概ね10万円弱程度が多いと。から金額少ない方につきましては数百円の範囲までいろいろあるということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21番（鍋島裕文君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田弘治君。

17 番（山田弘治君） もう一度聞きたいんですけども、11 ページの障害者雇用業務指導料ですけども、これは、この前も、私申し上げましたように、雇用法に基づく実態 2.1 パーセント雇用しなさいと障害者を。で、今回、その障害者の方が、働ける場をつくっていただいた、あげたということについて、非常にまあ、私感謝申し上げたいと思います。非常にまあ、障害者の方も、働くことが中々ない。内職的なものも中々ないというようなことで、そういった機会をつくっていただいたことは、非常に、先ほど申し上げましたように感謝したいと思います。

それで、聞きたいんは、どういう、単年度契約なのか、それとも、それは継続的に様子も見ながら続けていこうという考えを持たれているのか、その点について、課長にお伺いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（達見一夫君） 今回の場合につきましては、できれば 10 月か 11 月ということで、この方につきましては、通常の臨時職員と同じように半年の契約更新という考えで、まあ、とりあえずここで、6 カ月なり 5 カ月させていただいて、その様子を見ながら、町としてましては、継続という考えを持っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

17 番（山田弘治君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。
ないようですので。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 大変申し訳ございません。先ほど、鍋島議員の工事負担金の関係でございますけれども、引き込み工事に当たりましては、引き込み工事のみの場合と、それから引込み線と付帯工事ということで 2 種類の工事範囲がございます。

で、先ほどまあ、2 万円の問題でございますけれども、例えば、現在、既に幹線を張っておると。ところがですね、新たに新築をされて幹線から離れた所にですね、お家が建てて引き込みをされるというふうな場合にワイヤーを新たに張って、それに線を添架をするをするというふうなことになるまして、その場合にですね、実際の工事費から 2 万円を減じた額をですね、ご負担をいただくというふうなことになっております。通常の場合につきましては、条例上は 6 万円ということでございますが、減免規定を準用いたしまして 5 万円ということによって現在措置をさせていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

21 番（鍋島裕文君） はい。

議長（西岡 正君） それでは、これで質疑を終結いたします。
続いて、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） はい、ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第 80 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第 80 号は、原案のとおり、可決することに賛成の方の挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 80 号、平成 20 年度佐用町
一般会計補正予算案（第 2 号）の提出については、可決されました。
ここで、暫く休憩をいたします。再開を 11 時 10 分といたします。

午前 10 時 52 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 4 . 議案第 81 号 平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出
について

議長（西岡 正君） 日程第 4、議案第 81 号、平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計
補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行ないますがございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、5 ページで伺います。一般管理費の需用費、消耗品費 47
万 3,000 円、国保証のカード化ということで、仮に 1 万枚作成すると 1 枚当たり 47 円と
いう計算になります。それで、伺いたいのは、県下 31 市町ですか、今実施しているのは、
それに比べてね、確かに 1 年限りのカードでありますけれども、特別見劣りするような
ことはないんだろうかという 1 枚当たり 47 円だったらね、そのあたりはどうか、まあ、
とびっきりええ物を作る必要ないけども、あまり見劣りするという物では、これは非常に
具合悪いと思うんで、その当たりの見解を聞いておきたいのですが。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 先ほどのご質問ですけれども、現在の保険証につきましては、三つ折の大きな分になっております。今回、カード化ということで、クレジットカードの大きさというふうになります。小型化になって、持ち運びは大変こう便利になるんですけれども、議員ご指摘のように厚さについては、若干薄くなります。それと、裏面の方はビニールコーティングですか、そういう形でいたしますので、それと1年更新ということですので、普通のカードのような分厚いカードにするには単価の方も大変多くかかりますのでご理解願いたいと思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） それでね、病院に行った時に、特別に、その47円のカードが、余所と比べてね、余所の自治体と比べて見劣りするような検討はどうかということ聞きよんですけど。

議長（西岡 正君） はい。

住民課長（木村佳都男君） ええっと、県下同じような形で作っておりますので、さほど、その他町と比べて見劣りするような形にはなりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 5ページの、その下13の委託料なんですけれども、国保のシステム開発委託料、これ94万5,000円増えてございますけれども、中身の委託の、いわゆる、そういうシステムが変わって、どう言うんか、新しく加える要素ができてきたという意味ですか。

それと、次の6ページの退職者ですね、交付金返還金の1,500万、これについても件数と、その人の金額、多い人ね、どれぐらいかというのを。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） まず最初の国保のシステム開発委託料ですけれども、これにつきましては、先ほどありました、国保証カードの打ち出しのシステムの変更ということになります。その分の委託料でございます。それから、次の償還金につきましては、これは、毎年、この様な形で、清算という形で、それぞれこの時期に償還金、償還するようになるんですけれども、これにつきましては、毎年、2月頃に変更申請の方をあげてきます。2月の変更申請の時点では、実績としたら、4月から11月の実績と、それ以降につきましては概算という形になります。その後、6月頃に年度まとめでの清算実績の申請という形になりますので、時期的にどうしてもずれてきますので、この様な形で返還金の方が発生しております。

で、件数等については、ちょっと、まだ調べておりませんので。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 国保のシステム開発委託料の件で、ちょっとお聞きしたいんですけども、これ去年の3月に一般質問でカード化すべきでないかという質問をさせていただいたんですけども、町長に、ちょっとお聞きしとんですけど、その時の答弁としてですね、まあ、何で特別にしなきゃいけないのかと。また、あの、僕は、別にカード化する必要がないんだという答弁あったんです。まあ、今回、できて大変に嬉しいんですけども、そのカード化するということに対してですね、この中で町長は、家族1人が来たら、今の現象であればですね、受け取りもできるし、まあ失うということはないんだという答弁されたんですけど、そこらのことに対しては、どんなんですか、1人ひとりが受け取りに来なかったら、個人情報でですね、渡せないというようなことじゃなく、家族の代表が来れば渡せるというような、そういうことになるわけですか。そこらの点を。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。はい、町長ですか。

町長（庵逄典章君） いやいや、課長。住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 先ほどのご質問ですけど、カード化に向けては、県下41市町の内、9市町ほど現在の形での保険証ということでお聞きしておったんですけども、今回7月時点ぐらいで県下全体的にカード化に進むという形でお聞きしたんです。それで、まあ、そういう便利性もあって、今回、この補正の中で、12月1日で切り替えいたしますので、今回補正という形であげさせていただきました。

町長（庵逄典章君） これを渡す時に、家族全員の物を1人の人に渡せるのかという捉え方の話。個人個人じゃなくって。

住民課長（木村佳都男君） それは、同一所帯でお渡しいたします。

町長（庵逄典章君） できるんやね。

住民課長（木村佳都男君） 各集落を周っていきまして、交換を行いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） できたんで、次々言う必要ないんですけど、ありがたかったんです

けど、そういうことは、ほな可能ということですね。もう、ほなら個人情報も別に問題ないということで、その点だけ、ちょっと。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 所帯単位の個人情報の守秘義務言うんですか、そこら辺では、守られると思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。
これより、議案第 81 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第 81 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 81 号、平成 20 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、可決されました。

日程第 5 . 議案第 82 号 平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 5、議案第 82 号、平成 20 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案（第 2 号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、質疑を終結いたします。
これより討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第 82 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第 82 号は、原案のとおり、可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 82 号、平成 20 年度佐用町

老人保健特別会計補正予算案（第2号）の提出については、可決されました。

日程第6．議案第83号 平成20年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第1号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第6、議案第83号、平成20年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第1号）の提出についてを議題といたします。
これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 4ページをお願いします。支援サービス等諸費の介護予防福祉用具購入費負担金、これと特定入所者介護予防サービス費負担金、これについての説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔健康課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康課長。健康課長やね。

健康課長（井村 均君） 最初の福祉用具の購入の件ですけれども、例年、前年度の実績等を考慮しまして、20年度予算組んだわけですけれども、前年度が40万6,000円ほど出ております。それにつきましては、実績件数といたしまして34件。それで、本年度既に25件ということで、大幅な伸びがございまして、増額させていただいております。

それから、その下の入所者、特定入所者のサービスの件でございますけれども、これも、今申し上げたような形で予算を編成したんでございますけれども、昨年2月ぐらいから2名の方が、結構、ショートとしてですね、短期入所に行かれておるといようなことで、この辺で、大幅に伸びております。それで一昨年につきましては5万1,000円程度で、昨年につきましても19万か、それぐらいでした。それが、そういった形で伸びてきているのが現状でございます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） はい、ええっと、1点目の福祉用具購入費負担金については、何に、何を購入したためにいくらというような、具体的なことでなくて、全体としての増ということなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（井村 均君） 利用者の増でございます。大体、これにつきましては、腰掛の便座とか、一番多いのが、入浴の補助のやつです。あれが一番多いんですけども、全体の件数が伸びてきておるといような状況でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

20 番（吉井秀美君） はい。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 5 ページですが、諸支出金の中で他会計の繰出、補正前が 1,000 円で、補正額が 1,000 円ということで、お聞きすると事務費ということだったんですが、もう少し丁寧な詳しく事務費の内容を教えてください。

健康課長（井村 均君） 専決補正ですね、それをあげまして、その締め切り後、出納閉鎖までに督促手数料ですね、あれが 16 件 1,600 円入りまして、その分でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

他に。

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第 83 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

議案第 83 号は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 83 号、平成 20 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり、可決されました。

日程第 7 . 議案第 84 号 平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 日程第 7、議案第 84 号、平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを議題といたします。

これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） あの 2 ページです。ええっと管理費の 20 目の現場管理費で修繕料の 60 万につきまして、奥海の方のダムで落雷によっての事故ということで、ちょっと事務局の方にはお尋ねしたんですけど、こういった形態っていうのは、町内にあるのかということと。それから、この 60 万の修繕料について、ちょっと詳しく説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） はい、お答えさせていただきます。ご指摘につきましては、ただ今、吉井議員言われたとおりでございます。

で、平成、ええ、平成やない、すいません、昭和の 63 年度の県の事業の中で、滝谷砂防ダムが建設されております。それに併設する佐用町の貯水施設ということで認可をいただいております。そういった中で、奥海集落とですね、町長が平成元年 1 月 31 日に、その貯水施設の施工に関し、今地元として、いろんな面で心配、そういったことがあるという中で、覚書を締結しております。で、その中に、緊急通報を兼ねたサイレンを山上に町の施工によって建設したと、設置したという覚書等によりまして、今回初めてですね、8 月の大きな落雷によって、そのサイレンが全滅したという状況の中で、今回補正対応で早急にサイレンをですね、新しく設置したということでございます。

で、そういった経費につきましては、町が負担すると。で、通常の維持管理につきましては、集落、奥海集落の方で負担をしていただくということになっておるわけでございます。

議長（西岡 正君） はい、吉井議員よろしいですか。

20 番（吉井秀美君） はい。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これより、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第 84 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第 84 号は、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 84 号、平成 20 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 85 号 平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案(第 1 号) の提出について

議長(西岡 正君) 日程第 8、議案第 85 号、平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案(第 1 号) の提出についてを議題といたします。
これより質疑に入りますが、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、平岡きぬ糸君。

18 番(平岡きぬ糸君) 4 ページの公共事業費の中で、建設改良費で 19 負担金補助及び交付金の 1 つは高度情報通信網加入負担金 6 万円。それから、その下の通信網工事負担金 122 万 3,000 円。この点、一般会計との絡みもあるんですけど、ちょっと、説明を、この関係でお願いします。

議長(西岡 正君) はい、下水道課長。

下水道課長(寺本康二君) 先ほども、一般会計の中で出たり、提案説明の中でもありましたけども、高度情報通信加入負担金というのは、南光浄化センター、三日月浄化センター、それから佐用浄化センターに光ファイバーケーブルを入れるための負担金でございます。
それから、高度情報通信網工事負担金。これは光ファイバーケーブルを浄化センターの自己柱まで引き込む、延長する、引き込むと言うんか、例えば、門脇の南光の浄化センターの場合は、門脇の生活改善センターから電柱何十本ってあるんですけど、それから浄化センターまで延長する工事。それから、三日月は、ライスセンターが道端にあるんですから、それから浄化センター。それから、佐用の場合は、近畿さんですかね、それから、浄化センターへ引き込む光ファイバーケーブルを当初のうちの工事請負から外して、まちづくり課の方へ委託した方が安いという形の中で、そちらの方へしております。以上でございます。

議長(西岡 正君) はい、よろしいですか。
はい、他に。
ないようですので、質疑を終結いたします。
これから、討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長(西岡 正君) ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第 85 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第 85 号は、原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(西岡 正君) 挙手、全員であります。よって、議案第 85 号、平成 20 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案(第 1 号) の提出については、原案のと

おり可決されました。

日程第9．議案第86号 平成20年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案(第1号)の提出について

議長(西岡 正君) 日程第9、議案第86号、平成20年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案(第1号)の提出についてを議題といたします。
これより質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長(西岡 正君) ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長(西岡 正君) ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第86号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第86号は、原案のとおり、可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(西岡 正君) 挙手、全員であります。よって、議案第86号、平成20年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案(第1号)の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第87号 不動産売買契約の締結について

議長(西岡 正君) 日程第10、議案第87号、不動産売買契約の締結についてを議題といたします。
これから質疑に入りますが、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、岡本義次君。

4番(岡本義次君) ええっと、平米に直したら2万1,400円。坪で7万余りですけど、これ、当初ですね、だいぶん前でございますけれど、町が持っておってですね、売った時点との、どう言うんですかね、価格が、どれくらい変動いうんか、なっておるんか分りますか。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 町長の提案説明の中でも述べていただきましたが、59年に町が現在のグローリーに売却した時の平米当たりの単価は1万8,569円。現在までの差額が2,831円であります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、他に。
ないようですので。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 今回、そのグローリーから買うわけですが、グローリーとして、土地が工場が横にあって、今度買うわけですが、グローリーの工場拡張なんかの意向なんかは、今後ですね、グローリーとしては、どういうふうを考えて、こういうふうな町は購入されるのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、当初、グローリーの会社としての聞いておりましたのは、プレス工場も含めた、あそこで生産拠点を、生産工場をつくるというような計画であったと思います。まず最初に組み立て工場をつかって、まあ後、今現在購入する土地にですね、プレス工場を考えるということを知っておりましたけれども、その会社の全体の事業計画の中で、加西に新しい土地、工場がつくられましたのでね、で、そちらの方で、そういう生産をされるということで、まあ、もう佐用工場については、今の土地、当面、そういう工場を拡張するということは必要がなくなったというふうに判断をされて、町の方の要請に応じて承諾を。理解をいただいたということでございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

6番（金谷英志君） はい。

議長（西岡 正君） 他に。
ないようですから、質疑を終結いたします。
これより討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第87号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第87号は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 87 号、不動産売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 11 . 議案第 88 号 工事請負契約の変更について

議長（西岡 正君） 日程第 11、議案第 88 号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行ないますが、ございますか。ございませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、質疑を終結いたします。
これより、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第 88 号、採決を行います。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第 88 号は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 88 号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 12 . 議案第 89 号 物品購入の変更について

議長（西岡 正君） 日程第 12、議案第 89 号、物品購入契約の変更についてを議題といたします。

お手元に配布いたしておりますので、事務局長に朗読をさせます。議会事務局長。

議会事務局長（岡本一良君） 議案第 89 号、物品購入契約の変更について。

第 22 回定例会において、議案第 58 号をもって議決のあった高規格救急車に係る物品購入契約を、次のとおり変更したいので、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年佐用町条例第 47 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 20 年 9 月 18 日提出、佐用町長庵逄典章。

- 1、契約の目的。高規格救急車の 1 台購入。
- 2、契約の金額。2,446 万 5,000 円。うち取引に係る消費税額 116 万 5,000 円。
- 3、変更後の契約金額。2,425 万 5,000 円。うち取引に係る消費税額 115 万 5,000 円。

4、契約の相手方。住所、兵庫県神戸市須磨区大池町3丁目1番1号。氏名、兵庫トヨタ自動車株式会社。特販営業所、特販営業所長、壬生康二（みぶやすじ）。以上です。

議長（西岡 正君） 事務局長の朗読は終わりました。
本案について、提案理由の説明を当局に求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました議案第89号、物品購入の変更につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

平成20年6月定例議会において、議案第58号をもって議決いただきました「高規格救急車」の物品購入契約につきましては、平成20年6月10日付けで兵庫トヨタ株式会社特販営業所特販営業所長、壬生康二氏と契約を締結したところでありますが、過日、高規格救急車に積載予定をしておりました人工呼吸器「クルーズ21」を製造している会社が突然生産と修理の打ち切りを通知してきたことに伴い、急きょ製品の変更を余儀なくされたものであります。

現行救急車に搭載しているメーカーの人工呼吸器「パラパック」に変更することにより、契約金額が21万円安くなるため、契約の変更をしようとするものであります。

なお、変更後の金額は2,425万5,000円となります。

つきましては、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は、処分に関する条例第3条の規定に基づき、変更のご承認を賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案説明は終わりました。
本案につきましては、本日即決いたします。
これから質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
続いて、討論をいたしますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第89号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
議案第89号は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第89号、物品購入契約の変更については、原案のとおり可決されました。

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。
お諮りします。明9月19日から9月23日まで本会議を休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。
次の本会議は、来る9月24日午前9時30分より再開し、一般質問を予定しております。
それでは、本日はこれにて散会をいたします。ご苦労さんでありました。

午前11時36分 散会
